

# 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会虐待の防止のための指針

## 1 基本的な考え方

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が提供する福祉サービスにおいて虐待防止とその適切な対応を推進し、利用者の安全と人権を擁護することを目的にこの指針を定め、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2 委員会その他事業所内の組織に関すること

本会では、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会虐待防止に関する規程（以下、「虐待防止規程」という。）に定める虐待防止委員会を各事業所の管理者等で構成し、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組む。

## 3 職員研修に関する基本方針

(1)各事業所の職員を対象とした虐待防止に関する研修は、年1回以上実施するとともに、新規に職員を採用したときにおいても実施する。

(2)その他必要な教育・研修の実施、参加

## 4 虐待等発生時の報告方法の方策に関する事項

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、虐待防止規程に従って対応する。相談窓口は、虐待防止受付担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

## 5 虐待等発生時の対応に関する基本方針

(1)虐待等が発生した場合は、速やかにみよし市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2)緊急性の高い事案の場合は、みよし市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はその家族に対して、成年後見制度について説明し必要に応じて利用の支援を行う。

## 7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

指針を誰でも閲覧できるよう事業所に備え置くとともに、本会のホームページ等にも公開する。

## 8 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう努める。

令和6年3月26日制定